京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例（平成１７年１２月２６日京都市条例第１０４号）（都市計画局都市景観部都市景観課）

次のとおり，景観法（以下「法」といいます。）第８条第１項に規定する景観計画（以下「景観計画」といいます。）に景観計画区域（同条第２項第１号に規定する景観計画区域をいいます。以下同じ。）を定めることに伴い，景観計画区域内において届出及び勧告の対象とならない行為を定める等の措置を講じるとともに，美観地区内における建築物以外の工作物に関する制限の適用の除外に関する規定を整備することとしました。

１　景観計画区域内における行為の届出及び勧告に関する規定の適用の除外

景観計画区域内における建築物の建築等（法第１６条第１項第１号に規定する建築等をいいます。），工作物の建設等（同項第２号に規定する建設等をいいます。）その他法の規定により届出を要することとされている行為のうち，次に掲げるものについては，法の規定による届出及び勧告の対象としないこととします。

⑴　建造物修景地区（景観計画区域のうち，現行の京都市市街地景観整備条例（以下「条例」といいます。）に規定する建造物修景地区に相当する区域について，建造物修景地区として景観計画に定めるものをいいます。）

現行の条例の規定により建造物修景地区内において届出をすることを要しないとされている行為（新築等及び模様替え等のいずれにも該当しない行為，第１種建造物修景地区における高さが１２メートル以下の建築物，第２種建造物修景地区における高さが２０メートル以下の建築物等の新築等及び模様替え等並びに開発行為）

⑵　沿道景観形成地区（景観計画区域のうち，現行の条例に規定する沿道景観形成地区に相当する区域について，沿道景観形成地区として景観計画に定めるものをいいます。）

現行の条例の規定により沿道景観形成地区内において届出をすることを要しないとされている行為（新築等及び模様替え等のいずれにも該当しない行為，道路の区域以外の区域における第１類工作物及び第２類工作物以外の工作物の新築等及び模様替え等並びに開発行為）

⑶　建造物修景地区及び沿道景観形成地区以外の景観計画区域

法の規定により届出を要することとされているすべての行為

２　景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識の設置

法の規定により市長が指定した景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識は，公衆の見やすい場所に設置しなければならないこととします。

３　美観地区内における建築物以外の工作物に関する制限の適用の除外

⑴　美観地区内において，新築等及び模様替え等の計画の認定を受けること，条例に定める形態，意匠等の制限に適合すること等を要しない工作物として，新たに次に掲げる工作物を加えることとします。

ア　法の規定により景観重要建造物として指定された工作物

イ　文化財保護法の規定により国宝，重要文化財，特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され，又は仮指定された工作物

ウ　文化財保護法第１４２条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある工作物

エ　イに掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で，市長がその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

⑵　美観地区に関する都市計画が定められ，又は変更された際現に存する工作物又は現に新築等若しくは模様替え等の工事中の工作物が，条例に定める形態，意匠等の制限に適合しない場合においても，当該工作物については，原則として，その新築等及び模様替え等の計画の認定を受けること，条例に定める形態，

意匠等の制限に適合すること等を要しないこととします。

4　京都市美観風致審議会の意見の聴取

法の規定による景観重要建造物及び景観重要樹木の指定及び変更並びに景観重要建造物及び景観重要樹木の現状変更に関する許可をしようとするときは，あらかじめ，京都市美観風致審議会の意見を聴かなければならないこととします。

5　規定整備

その他必要な規定整備を行います。

6　実施時期

上記３の措置は平成１７年１２月２６日から，その他の措置は市規則で定める日から実施することとします。

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例を公布する。

平成１７年１２月２６日

京都市長　桝　本　賴　兼

京都市条例第１０４号

京都市市街地景観整備条例の一部を改正する条例

第１条　京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第７条に次の１項を加える。

４　景観法施行規則第１９条第１項第６号に規定する条例で定める図書は，別に定める。

第１１条第１項表以外の部分及び第１５条第２項中「（通常の管理行為，軽易な行為その他の行為で別に定めるものを除く。）」を削る。

第１５条の３の次に次の１条を加える。

（適用の除外）

第１５条の３の２　第１１条から前条までの規定は，次に掲げる工作物については，適用しない。

⑴　公共用空地から見えない工作物

⑵　消防又は水防の用に供する望楼，警鐘台その他これらに類する工作物

⑶　法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為に係る工作物

⑷　工事，祭礼又は慣例的行事のために必要な仮設の工作物

⑸　法第１９条第１項の規定により景観重要建造物として指定された工作物

⑹　文化財保護法の規定により国宝，重要文化財，特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され，又は仮指定された工作物

⑺　文化財保護法第１４２条に規定する伝統的建造物群保存地区内にある工作物

⑻　第６号に掲げる工作物であったものの原形を再現する工作物で，市長がその

原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2　次の各号のいずれかに該当する工作物が，第１２条の規定に適合しない場合又は同条の規定に適合しない部分を有する場合においては，当該工作物又はその部分に対しては，第１１条から前条までの規定は，適用しない。

⑴　第６条第１項の規定による旧美観地区（景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１条の規定による改正前の都市計画法第８条第１項第６号の規定により定められた美観地区をいう。）の種別の指定がされた際現に存する工作物

⑵　美観地区（前号の旧美観地区を除く。次項において同じ。）に関する都市計画が定められ，又は変更された際現に存する工作物（前号に掲げる工作物を除く。）又は現に新築等若しくは模様替え等の工事中の工作物

3　前項の規定は，次の各号のいずれかに該当する工作物又はその部分に対しては，適用しない。

⑴　前項第１号に掲げる工作物のうち，同号の指定後に増築，改築又は移転の工事に着手した工作物

⑵　前項第２号に掲げる工作物のうち，美観地区に関する都市計画の変更前に第１２条の規定に違反しているもの又はその部分

⑶　前項第２号に掲げる工作物のうち，美観地区に関する都市計画が定められ，又は変更された後に増築，改築又は移転の工事に着手した工作物

4　前項の規定にかかわらず，次に掲げる行為で，第１１条第１項の規定による認定を要するものについては，第１２条第１項第１号の規定は，適用しない。

⑴　第２項第１号に掲げる工作物の増築（高さを増加させないものに限る。次号及び第５０条において同じ。），改築（高さを増加させないものに限る。次号及び第５０条において同じ。）又は模様替え等

⑵　第２項第２号に掲げる工作物（前項第２号に該当するものを除く。）の増築，改築又は模様替え等

第５０条中「第６条第１項の規定による美観地区の種別の指定，」，「（高さを増加させないものに限る。）」，「，第１１条第１項」及び「第１２条第１項第１号の規定並びに」を削る。

第２条　京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

目次中「第１５条の５」を「第２０条」に，「第３章　建造物修景地区（第１６条～第１８条）第４章　沿道景観形成地区（第１９条～第２２条）」を「第3章　景観計画区域内における行為の届出等（第21条・第２２条）」に，「第５章」を「第４章」に，「第６章」を「第５章」に，「第７章　歴史的意匠建造物（第４３条～第４６条）」を「第６章　景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識の設置（第４２条の２）第７章　歴史的意匠建造物（第４３条～第４６条）」に改める。

第２条中第９号を第１１号とし，第３号から第８号までを２号ずつ繰り下げ，第２号の次に次の２号を加える。

⑶　建造物修景地区　法第８条第２項第１号に規定する景観計画区域（以下「景観計画区域」という。）のうち，美観地区及び風致地区（都市計画法第８条第１項第７号に掲げる風致地区をいう。以下同じ。）以外の市街地の区域で，次に掲げる地区として法第８条第１項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）に定めるものをいう。

ア　第１種建造物修景地区　山並みを背景とする市街地の区域で，当該区域の特色を生かした趣のある景観を形成する必要があるものをいう。

イ　第２種建造物修景地区　地域の景観の特性を形成しながら当該景観を向上させる必要がある市街地の区域をいう。

⑷　沿道景観形成地区　景観計画区域のうち，美観地区，建造物修景地区及び風致地区以外の市街地の区域で，道路の整備と一体として市街地景観の整備を図る必要があるものとして景観計画に定めるものをいう。

第７条第４項中「景観法施行規則」の右に「（以下「省令」という。）」を加える。

第９条の２第５号中「第１５条の５第１項」を「第２０条第１項」に改める。

第３章及び第４章を削る。

第２章中第１５条の５を第２０条とし，第１５条の４を第１９条とし，第１５条の３の２を第１８条とし，第１５条の３を第１７条とし，第１５条の２を第１６条とする。

第２章の次に次の１章を加える。

第３章　景観計画区域内における行為の届出等

（景観計画区域内における行為の届出及び通知）

第２１条　省令第１条第２項第４号に規定する条例で定める図書は，別に定める。

２　法第１６条第１項の規定による届出は，当該届出に係る行為が建築基準法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による確認を要するものであるときは，当該確認の申請をする前に行わなければならない。

３　法第１６条第５項後段の規定による通知は，当該通知に係る行為が建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認又は同法第１８条第２項の規定による通知を要するものであるときは，当該確認の申請又は当該通知をする前に行わなければならない。

（景観計画区域内における届出，勧告等に関する規定の適用の除外）

第２２条　法第１６条第７項第１１号に規定する条例で定める行為は，次の各号に掲げる地区及び区域の区分に応じ，当該各号のいずれかに該当する行為とする。

⑴　建造物修景地区

ア　新築等及び模様替え等のいずれにも該当しない行為

イ　第２類工作物及び高架工作物以外の工作物の新築等又は模様替え等

ウ　次の表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に掲げる建築物その他の工作物の新築等又は模様替え等

第１種建造物修景地区（第３２条第１項に規定する界わい景観整備地区に指定されている地域を除く。）	⑴　高さが１２メートル以下の建築物（第２類工作物に該当するものを除く。） ⑵　次に掲げる第２類工作物 ア　高さが２０メートル以下のもの イ　建築物に定着し，かつ，地盤面から最上部までの高さが２０メートル以下のもの
第２種建造物修景地区（第３２条第１項に規定する界わい景観整備地区に指定されている地域を除く。）	⑴　高さが２０メートル以下の建築物（第２類工作物に該当するものを除く。） ⑵　次に掲げる第２類工作物 ア　高さが３１メートル以下のもの イ　建築物に定着し，かつ，地盤面から最上部までの高さが３１メートル以下のもの

エ　法第１６条第１項第３号に掲げる行為

⑵　沿道景観形成地区

ア　新築等又は模様替え等のいずれにも該当しない行為

イ　道路の区域（道路の用に供する土地の区域として景観計画に定めるものをいう。）以外の区域にあっては，第１類工作物及び第２類工作物以外の工作物の新築等又は模様替え等

ウ　法第１６条第１項第３号に掲げる行為

⑶　景観計画区域のうち，前２号の地区以外の区域　法第１６条第１項第１号から第３号までに掲げる行為

第５章を第４章とする。

第３８条中「，第１７条並びに第１８条」を削る。

第６章を第５章とし，同章の次に次の１章を加える。

第６章　景観重要建造物又は景観重要樹木を表示する標識の設置

第４２条の２　法第２１条第２項又は法第３０条第２項に規定する標識は，公衆の見やすい場所に設置しなければならない。

第５１条第３号中「第１６条第１項，第１９条第１項，」及び「建造物修景地区，沿道景観形成地区，」を削り，同条第４号中「第２０条第１項，」及び「沿道景観形成計画，」を削り，同条第５号中「第３９条第１項」を「法第１９条第１項，法第２８条第１項，第３９条第１項」に改め，「よる」の右に「景観重要建造物，景観重要樹木，」を加え，同条に次の１号を加える。

⑿　法第２２条第１項本文及び法第３１条第１項本文の規定による許可

第５２条第１号中「第１５条の５」を「第２０条」に改める。

第５３条及び第５４条第１項本文中「市長は，」の右に「法第１６条及び第１８条の規定並びに」を加える。

第６０条中「第１５条の２」を「第１６条」に改める。

第６１条第１号中「，第１５条の３」及び「，第２１条」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この条例は，市規則で定める日から施行する。ただし，第１条の規定は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前にこの条例による改正前の京都市市街地景観整備条例（以下「改正前の条例」という。）第１７条又は第２１条の規定によりされた届出に係る行為であって同日前に着手されたものについては，改正前の条例第３章及び第４章の規定は，なおその効力を有する。

3　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（関係条例の一部改正）

4　京都市屋外広告物等に関する条例の一部を次のように改正する。

第１１条第１項第７号オ（ア）中「都市計画法第８条第１項第６号に掲げる」を「京都市市街地景観整備条例第２条第２号に規定する」に，「京都市市街地景観整備条例第１６条第３項」を「同条第３号」に改める。

（都市計画局都市景観部都市景観課）